

事業報告書

(同窓会会則第3条)

本会は、会員相互の親睦を図り、資質を豊かにし、かつ会津短大の発展に寄与することを目的とする。

(2023年7月1日～2025年6月30日)

年月日	事業項目・内容	参加者	備考
2023年7月1日(土)	会計監査	監事他2名	ルネッサンス中の島
2023年7月8日(土)	短大正門周辺除草作業	同窓会7名、八幡町内会6名、短大職員3名	
2023年7月15日(土)	第8回役員会	会長他7名	ルネッサンス中の島
2023年7月15日(土)	第8回理事会、最終チェック	会長他22名	ルネッサンス中の島
2023年8月5日(土)	総会（式中で紅翔奨学基金贈呈） 講演（会津短大学部長 鈴木 秀子様）	60名	ルネッサンス中の島
2023年9月2日(土)	地域活性化センター公開講座	会長他5名	短大
2023年9月16日(土)	第1回役員会	会長他7名	ルネッサンス中の島
2023年9月16日(土)	第1回理事会、総会反省会	会長他17名	ルネッサンス中の島
2023年9月	学位記ホルダー贈呈		75冊
2023年10月7日(土)	短大正門周辺除草作業	同窓会6名、八幡町内会5名、短大職員1名	
2023年10月14日(土)～15日(日)	紅翔祭	会長他1名	短大
2023年12月9日(土)	第2回役員会	会長他7名	ルネッサンス中の島
2023年12月9日(土)	第2回理事会、忘年会	会長他18名	ルネッサンス中の島
2024年2月27日(水)	2023年度卒評議員との懇談会	会長他4名	短大
2024年3月18日(月)	卒業式・学位記授与式	会長他3名	短大
2024年4月4日(木)	入学式	会長他3名	短大
2024年4月10日(水)	第3回役員会	会長他8名	ルネッサンス中の島
2024年4月20日(土)	第3回理事会、感謝状贈呈式、観桜会	会長他27名	ルネッサンス中の島
2024年6月1日(土)	短大正門前除草作業	同窓会10名、八幡町内会5名、短大職員5名	
2024年8月2日(金)	地域活性化センター運営会議	佐賀副会長	短大
2024年8月31日(土)	第4回役員会	会長他8名	ルネッサンス中の島
2024年8月31日(土)	第4回理事会・暑気払い	会長他21名	ルネッサンス中の島
2024年9月	学位記ホルダー贈呈		70冊

[illegible]

収 支 決 算 書

(2023年7月1日より2025年6月30日まで)

【一般会計】

収入総額	2,389,584	円
支出総額	1,751,022	円
差引残額	638,562	円 (次年度へ繰越)

<収入> (単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	1,011,950	1,011,950	0	前期より繰越
会 費	1,600,000	1,375,000	▲ 225,000	2024年～2025年・4月
雑収入	10,000	2,634	▲ 7,366	預貯金利子
合 計	2,621,950	2,389,584	▲ 232,366	

<支出>

項目	予算額	決算額	増減	摘要
会議費	600,000	522,050	▲ 77,950	役員会・理事会等
事務費	150,000	101,499	▲ 48,501	通信・消耗品・コピー等
事業費	500,000	260,878	▲ 239,122	総会・松葉菊手入れ
助成金	400,000	213,510	▲ 186,490	卒業祝学位記
繰出金	600,000	600,000	0	特別会計へ繰入
旅費・交通費	100,000	37,000	▲ 63,000	理事会出席
雑 費	171,950	5,500	▲ 166,450	花代
予備費	100,000	10,585	▲ 89,415	香典・弔電
合 計	2,621,950	1,751,022	▲ 870,928	

※項目間の流用については、会長一任とする。

【特別会計】

収入総額	4,026,730	円
支出総額	200,000	円
差引残額	3,826,730	円 (次期へ繰越)

<収入> (単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	3,426,730	3,426,730	0	前期より繰越
繰入金	600,000	600,000	0	一般会計より繰入
合 計	4,026,730	4,026,730	0	

<支出>

項目	予算額	決算額	増減	摘要
事業費	4,026,730	200,000	▲ 3,826,730	紅翔奨学基金
合 計	4,026,730	200,000	▲ 3,826,730	

財 産 目 録

(2025年6月30日現在)

1 現 金	(1) 一般会計	14,733 円
	(2) 特別会計	0 円
	計	14,733 円
2 普通貯金 (ゆうちょ銀行)	(1) 一般会計	623,829 円
	(2) 特別会計	1,804,750 円
	計	2,428,579 円
3 定期預金 (大東銀行千石支店)	(1) 一般会計	0 円
	(2) 特別会計	2,021,980 円
	計	2,021,980 円
合 計	(1) 一般会計	638,562 円
	(2) 特別会計	3,826,730 円
	計	4,465,292 円

事業計画

(令和1年7月1日～令和3年6月30日まで)

同窓会会則 第3条

本会は、会員相互の親睦を図り、資質を豊かにし、かつ会津短大の発展に寄与することを目的とする。

年月	項目	内 容	
令和1年8月 (隔年)	総 会	事業報告について、収支決算書及び会計監査報告の承認、事業報告（案）及び収支決算書（案）の承認、役員改選、紅翔奨学基金の贈呈、講演会	
令和1年7月	役員会・理事会	第10回	時事案件・総会への最終チェック
令和1年9月		第1回	時事案件・総会への反省会
令和1年12月		第2回	時事案件・忘年会
令和2年4月		第3回	時事案件・観桜会
令和2年9月		第4回	時事案件・暑気払い
令和2年12月		第5回	時事案件・忘年会
令和3年2月		第6回	時事案件・新年会
令和3年4月		第7回	時事案件・観桜会
令和3年5月		第8回	時事案件・総会に向けて
令和3年6月		第9回	時事案件・総会への打合せ
令和1年10月	短大への協力、 支援、参加	紅翔祭（学園祭）	
令和2年10月		紅翔祭（学園祭）	
令和2年3月		卒業式への出席・学位記授与式への出席・評議員との懇談	
令和3年3月		卒業式への出席・学位記授与式への出席・評議員との懇談	
令和2年4月		入学式への出席	
令和3年4月		入学式への出席	
令和1年9月	短大正門前除草	短大前松葉菊植栽後の除草	
令和2年5月		短大前松葉菊植栽後の除草	
令和2年9月		短大前松葉菊植栽後の除草	
令和3年5月		短大前松葉菊植栽後の除草	

収 支 予 算 書

(2025年 7 月 1 日より2027年 6 月30日まで)

【一般会計】

収入総額	2,145,000	円
支出総額	2,145,000	円
差引残額	0	円

<収入>

(単位：円)

項目	今期予算額	前期予算額	増減	摘要
繰越金	638,562	1,011,950	▲ 373,388	前期より繰越
会 費	1,500,000	1,600,000	▲ 100,000	2026年～2027年・4月
雑収入	6,438	10,000	▲ 3,562	預貯金利子
合 計	2,145,000	2,621,950	▲ 476,950	

<支出>

項目	今期予算額	前期予算額	増減	摘要
会議費	550,000	600,000	▲ 50,000	役員会・理事会等
事務費	150,000	150,000	0	通信・消耗品・コピー等
事業費	400,000	500,000	▲ 100,000	総会・松葉菊手入れ
助成金	320,000	400,000	▲ 80,000	卒業祝学位記等
繰出金	600,000	600,000	0	特別会計へ繰入
旅費・交通費	45,000	100,000	▲ 55,000	
雑 費	30,000	171,950	▲ 141,950	
予備費	50,000	100,000	▲ 50,000	
合 計	2,145,000	2,621,950	▲ 476,950	

※項目間の流用については、会長一任とする。

【特別会計】

収入総額	4,426,730	円
支出総額	4,426,730	円
差引残額	0	円

<収入>

(単位：円)

項目	今期予算額	前期予算額	増減	摘要
繰越金	3,826,730	3,426,730	400,000	前期より繰越
繰入金	600,000	600,000	0	一般会計より繰入
合 計	4,426,730	4,026,730	400,000	

<支出>

項目	今期予算額	前期予算額	増減	摘要
事業費	4,426,730	4,026,730	400,000	紅翔奨学基金等
合 計	4,426,730	4,026,730	400,000	

役 員 改 選

役員 10名

役職名	氏名	備考	卒年
会長	野中 憲子	家政 9	S 43
副会長	大須賀 錦一	商13	S 40
副会長	森 啓子	家政 9	S 43
副会長	佐賀 要一	商18	S 45
事務局長	芳賀 誠子	商29	S 56
庶務	塩田 米子	家政20	S 54
庶務	穴澤 多美子	食物栄養 5	S 61
会計	岩澤 智美	社会福祉 2	S 58
監事	山本 昌彦	商14	S 41
監事	栗村 静子	家政15	S 49

顧問 3 名

顧問	氏名	備考	卒年
1	木村 貢	商 2	S 29
2	遠藤 映子	商 5	S 32
3	高久 庄三	商10	S 37

役員(理事) 14名

理事	氏名	備考	卒年
1	小野 登茂子	商12	S 39
2	多田 秀一	商14	S 41
3	谷川 太吉	商16	S 43
4	伊藤 妙子	商24	S 51
5	遠藤 晶子	商24	S 51
6	中島 昭子	家政19	S 53
7	長嶺 恵美子	家政21	S 55
8	舟木 美智枝	家政21	S 55
9	渡辺 匡子	家政21	S 55
10	星野 純	商30	S 57
11	阿久津典子	食物栄養 4	S 60
12	加藤 真理	食物栄養 4	S 60
13	安齋 美絵	産業情報 4	H 10
14	川田 良子	産業情報 8	H 14

会津大学短期大学部同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条

本会は会津大学短期大学部同窓会と称する。

(事務局)

第2条

本会は、事務局を福島県会津若松市一箕町八幡門田 1-1 会津大学短期大学部内に置く。

また、理事会の承認を得て支部及び方部会を置くことが出来る。

(目的)

第3条

本会は、会員相互の親睦を図り、資質を豊かにし、かつ会津大学短期大学部（以下会津短大と称する）の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会員)

第4条

本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 会津短大の卒業生とする。
- (2) 準会員 会津短大の在校生とする。

第3章 機 関

(役員)

第5条

- 1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 3 名以内
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 庶務若干名
 - (5) 会計 1 名
 - (6) 理事 3 0 名以内
 - (7) 監事 2 名
- 2. 役員会は理事を除く役員をもって構成する。

(任期)

第6条

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。理事、顧問は無任期とする。

なお、任期途中で役員に就任した場合は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条

1. 役員の任務は次のとおり。

(1) 会長

会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。

(3) 事務局長

事務局長は、本会の諸事務を処理し、会務に関する書類及び帳簿を管理する。

(4) 庶務

庶務は、事務局長の執行を補佐する。

(5) 会計

会計は本会の会計一切を担当する。

(6) 理事

理事は本会の会務を協議し、事業を推進する。

(7) 監事

監事は、本会の会務及び会計を監査する。

2. 役員(理事を除く)は役員選考委員会において選出し、総会において、出席者の過半数をもって承認される。なお、選考委員は会長が委嘱する。

3. 新任理事は会長により推挙され、理事会で承認し総会にて報告する。

4. 理事・顧問の退任は会長により提案され理事会で承認し総会にて報告する。

(顧問)

第8条

1. 本会に顧問を置くことが出来る。

2. 顧問は、会長が推戴し理事会の承認を得る。

3. 顧問は、会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

(会議体及び招集)

第9条

1. 本会の会議は、総会、役員会・理事会とし、招集は会長が行う。

2. 総会は隔年1回8月の第1土曜日に開催し、会務の報告、その他の議事を審議する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。

3. 理事会は、本会の会務一般を司り、必要に応じ会長が招集する

(議決)

第 10 条

1. 会議の全ての議事は、出席者の過半数をもって議決される。
ただし、会則変更については、別に定める。
2. 可否同数の時は、議長が決する。

(評議員)

第 11 条

1. 評議員は、各回卒業生より若干名互選し、これを事務局に報告するものとする。
2. 評議員は、無任期を原則とし、変更が生じた時は事務局に報告する。

(評議員の任務)

第 12 条

評議員の主たる任務は次の通りとする。
会長の要請に基づき、本会活動の支援に関すること。

第 4 章 事 業

(事業)

第 13 条

- 本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦に関する事業。
 - (2) 会津短大の行う事業に対する支援活動。
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第 5 章 会 計

(収入)

第 14 条

1. 本会の会計は、終身会費、寄付金、その他の収入を以って充当する。
2. 会員は入学時に、原則として終身会費 5, 0 0 0 円を納入するものとする。
3. 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(予算及び決算)

第 15 条

1. 予算・決算は定期総会に報告するものとする。
2. 決算は、監事の会計監査を受けなければならない。

(会計年度)

第 16 条

本会の会計年度は、7 月 1 日より翌々年 6 月 3 0 日までとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 17 条

本会に次の簿冊を備える。

会則、会員名簿、役員名簿、理事名簿、会計関連簿、その他必要な書類

第 6 章 会則変更

(会則の変更)

第 18 条

本会会則の変更は、理事会で承認後総会にて出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決とする。

附 則

昭和 3 0 年 1 0 月 3 0 日制定施行

本会則は全面改訂され平成 2 1 年 8 月 1 日より施行する。

平成 2 3 年 8 月 6 日一部改正施行

平成 2 5 年 8 月 3 日一部改正施行

2 0 2 3 年 8 月 5 日一部改正施行

2 0 2 5 年 8 月 2 日一部改正施行